

国民健康保険からのお知らせ

国保の加入・脱退の届出はお忘れなく ～届出は14日以内に～

国民健康保険への加入、脱退には手続きが必要です。

国民健康保険への加入

職場の健康保険や共済組合等を脱退し、国民健康保険に加入する場合、資格喪失証明書、印鑑（認印可）が必要です。

※加入の手続きが遅れると、保険税は加入の資格を得た月（前の保険の喪失月）まで遡って賦課されます。その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

国民健康保険の脱退

国民健康保険を脱退する場合には、新たに加入された健康保険の保険証、国保の保険証、印鑑（認印可）が必要です。

※脱退の届出が遅れると、保険税が二重払いになってしまいます。二重払いになった保険税はお返しますので、新たに国保以外の健康保険に加入された場合は必ず国保の脱退手続きをしましょう。



高額療養費の申請はお済みですか？



医療機関へ支払った医療費が高額になった場合、申請（印鑑、領収書、預金通帳必要）によって、限度額を超えた分が払い戻しされます。住民税課税・非課税によって、限度額が世帯によって異なります。

また、限度額適用認定証を医療機関へ提示し、限度額適用されている方も、高額療養費の該当になる場合がありますので、ご注意ください。

限度額や高額療養費の有無は下記へお問い合わせください。

高額医療・高額介護合算療養費のお知らせを送付します

- 高額医療・高額介護合算療養費とは、世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から翌年7月までにかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。
- 申請は、基準日7月31日（平成25年8月から平成26年7月までの場合、平成26年7月31日）に加入している医療保険者に行います。計算期間内に医療保険の変更がなかった世帯で、高額介護合算療養費の該当世帯（国民健康保険、後期高齢者医療制度の方のみ）には、平成27年1月にお知らせと支給申請書を送付しますので申請手続きを行ってください。
- 計算期間内に、転出、転入、被保険者の死亡、健康保険の変更、後期高齢者医療制度への加入、世帯分離、世帯合併等があった場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

●問い合わせ先／健康推進課 国保年金班 ☎82-4147